

(第106号議案)

指定管理者の指定について

1 指定管理の対象施設

対象施設 中野区社会福社会館 中野区中野五丁目68番7号
開設日 平成7年2月16日
指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

2 候補者

東京都中野区中野五丁目68番7号
社会福祉法人中野区社会福祉協議会
会長 吉成 武男

3 法人の運営理念

当法人は社会福祉法109条に規定されている地域福祉の推進を目的とする団体である。「わたしたちがいつもいきいきと暮らすために」を基本理念とし、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業を推進する。

4 法人の沿革

昭和28年 中野区社会福祉協議会創立
昭和37年 社会福祉法人設立
昭和49年 財団法人中野区社会福祉事業協会との合併による事業の引継
平成7年 中野区社会福社会館へ事務局を移転し、管理運営を受託
平成18年 中野区社会福社会館の指定管理を受託
平成23年 中野区社会福社会館の指定管理を受託(2期目)
平成28年 中野区社会福社会館の指定管理を受託(3期目)
令和3年 中野区社会福社会館の指定管理を受託(4期目)